

令和2年4月6日

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応について

開星中学・高等学校

校長 大多和 聡宏

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、新年度の本校での教育活動を進める上で、本校として次のような対応を進めていきます。

感染症対策を有効に進めるためには、学校と家庭が連携をとって取り組むことが大切です。以下の対応についてご理解いただき、家庭でのご協力をお願いします。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応を変更する場合があります。

◆感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力をつけること」です。

①感染源を絶つこと

家庭で、毎朝の検温と風邪症状の確認をお願いします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え自宅で休養していただくようお願いします。

登校前に確認できなかった場合は、保健室等での検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、早退し自宅での休養をお願いします。

②感染経路を絶つこと

正しい手洗いや咳エチケットを徹底してください。

学校では、教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、ドアノブや手すり、スイッチなど、特に多くの生徒等が触れる場所を、消毒液を利用して適宜清掃を行います。

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

(2) 集団感染リスクへの対応

政府の専門家会議が3月19日に示した提言では、集団感染を避けるための3つの条件として、

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ②多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

が重要であることが示されています。本校では次のような対応を行います。

- ・教室等のこまめな換気の徹底
- ・近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

◆県内において感染例が判明した場合の対応

県内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況や感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、次の考え方により対応を決定します。

(1) 生徒や教職員本人が、感染者や濃厚接触者に特定された場合

- ・臨時休業を実施

(2) 判明した感染者が(1)以外の場合

- ・判明の状況によって、臨時休業を実施

なお、(1)において、該当者の状況により、臨時休業を行わず、該当者が登校・出勤しない形で対応する場合があります。

以上、ご理解とご協力をお願いします。